平成２４年1月１３日

各　位

会　社　名　　ニッケ（日本毛織株式会社）
代表者名　　取締役社長　佐藤　光由
（コード番号　３２０１　東証・大証各第一部）
本社所在地　　大阪市中央区瓦町３丁目３番１０号
問い合せ先　　取締役常務執行役員　栗原　信邦
（ＴＥＬ．０６－６２０５－６６１０）

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入について

当社は、平成 21 年２月 26 日開催の第 178 回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただき、継続導入いたしました。旧プランの有効期間は、平成 24 年２月 24 日開催予定の第 181 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

当社は「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第３号に規定されるものをいい、以下「株式会社の支配に関する基本方針」といいます。）に則り、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧プランのあり方につき引き続き検討を重ねてまいりました。そして、本日開催された当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として旧プランを一部変更するとともに（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）その継続を決定いたしましたので、お知らせいたします。

本継続に伴う旧プランからの変更点の概要は、以下のとおりです。

・プランの迅速な運営を図り、合理的な範囲を超えて買収提案の対応期間がいたずらに延びることがないようにするため、取締役会が大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める期間の上限を６０日とする旨を明記いたしました。

なお、本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を引き続き設置し、特別委員会委員を選任する予定です。

本プランの内容は別紙の通りであります。

以　上

（別紙）

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

１．本プラン導入の目的

（１）当社グループの企業価値について

当社は 1896 年の創業以来、永年にわたって培った当社独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールをはじめとする繊維の総合メーカーとして、環境にやさしい天然素材の素晴らしさを世の中に送り続けてまいりました。今日、その生産の拠点は海外にまで広がり、素材のみではなく最終商品まで手がけるファッションメーカーとして、創造性溢れる企業活動を進めております。繊維事業においては、羊毛を主原料としたユニフォームや紳士服・婦人服用の生地およびこれらの原料となる糸のみならず、カーペット、寝装具などのインテリア資材、更には家電、ＯＡ機器や自動車などの部品にも使用されている産業用資材の開発・生産にも取り組んでおります。

このような「衣料繊維事業」や「資材事業」にとどまらず、さまざまな分野においてお客様に満足いただける商品やサービスの提供を目指し、「エンジニアリング事業」、「開発事業」、「コミュニティサービス事業」、「生活流通事業」にも進出し複合的に事業を展開しております。共通の経営理念・経営方針で統一された６つの事業領域全てを「本業」と位置づけ、更なる成長発展を目指しております。当社グループ会社も 40 社となり、その業容と規模は大きく広がってまいりました。

このような創業からの継続的な取り組みの積み重ねこそが、当社の企業価値の源泉となっております。

今後も急速な外部環境の変化に機敏に対応すべく“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を着実に遂行していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しております。

（２）持続的企業価値向上に資する取り組みについて

当社グループは、株主様から選任された取締役を中心に、持続的企業価値の向上のために以下のような取り組みを実施してまいりました。

①「ＮＮ120 第１次（2009～2011）中期経営計画」の遂行

当社グループは創立 120 年の節目となる 2016 年に向けた「ニッケグループ中長期ビジョン（ＮＮ120 ビジョン）」に掲げられた目指す方向とあるべき企業像を具体化させるべく「ＮＮ120 第１次（2009～2011）中期経営計画」を策定し、大幅な組織改正を行い６つの事業領域全てを「本業」と位置づけました。

当中期計画の実施期間においてはリーマンショックや東日本大震災の影響もあり厳しい状況が続きましたが、６事業領域・全方位で、限定せず、内向きにならず、外に向かうという方針を掲げ、生産性向上を最優先課題として成長発展を目指してまいりました。

②コーポレートガバナンスへの取り組み

これまで当社は「監査役設置会社」の形態を維持しておりますが、経営環境の変

化により将来に向けて適切な対処が必要なことから、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としております。そうした観点により、2001年に取締役会議長を代表権のない取締役とし、2003 年には取締役の任期を１年に短縮いたしました。更には2004年よりアドバイザリーボードを設置し、指名・報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しております。また、2006年には執行役員制度の導入、社外取締役の招聘を行い、2007年には買収防衛策の合理性・公正さを確保するため、特別委員会を設置いたしました。2010年からは証券取引所が指定を義務付ける独立役員を複数名選任しております。

今後も企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得ることができるよう、コーポレートガバナンスの強化充実に努めてまいります。

③社会的責任への取り組み

企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることと、コンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」であることが不可欠であると考えております。当社グループは、百有余年の伝統や企業理念にあるように、公正な競争を通じ利潤を追求することで社会に貢献していくことから、当然に倫理・法令遵守を前提としておりますが、倫理観に裏打ちされた事業経営を更に推進し企業倫理体制の更なる強化を図るために、2004年12月に企業倫理委員会（現 リスク管理委員会）を設置し、「企業倫理規範」および「企業行動基準」を制定しました。また「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムの構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応するため管理体制の継続的な改善と向上を図っております。

全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、自由な発想が生まれ、生かされる企業風土のもと、これからも高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。

④環境への取り組み

当社グループは「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけております。1993年には「地球環境委員会」を設け、研究開発から製造、技術、販売、物流に至るすべての企業活動において環境保全への取り組みを進め、2007年までに当社の製造事業所全てと７つのグループ会社において、環境管理システムの国際規格である「ISO14001」を認証取得しました。また、CO_2削減を目指すべく、2007年度～2008年度の環境保全中期計画では、「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとして環境保全に取り組んでまいりました。今後も引き続き持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

⑤株主還元策

当社グループは一貫して株主の利益を重要な課題の一つと考え経営にあたっており、配当につきましては、30 年以上にわたり無配・減配することなく実施し、今後とも利益水準に応じて持続的に配当水準を引き上げていく方針です。当社グループのビジネスモデルにもあるように、品質、量、価格の面においても長期安定的

なサプライヤーになることで、安定的な収益をあげ、株主の皆様にも利益還元ができるものと考えます。今後とも、株主の皆様に当社株式を継続的に安心して保有していただけるよう努めてまいります。

今後も、「ニッケグループ中長期ビジョン（ＮＮ120 ビジョン）」に掲げられた目指す方向とあるべき企業像を具体化させ、引き続き持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

（３）本プラン導入の必要性

大規模買付者による買付行為の是非を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような見解を有しているのか等の情報が開示されることも有用であると考えております。そのためには、大規模買付者からの情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期間を十分に確保することが必要であると考えております。しかし、このような大規模買付行為に対しては、事前の対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じることは困難を極めることが予想されます。

上記趣旨を踏まえまして、あらかじめ以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールに則った買付行為を行うよう求めることといたしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一次的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討いたします。

このように客観的かつ合理的な一定のルールをあらかじめ定め、ルールに従った大規模買付行為を求めることは、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではない旨を申し添えます。

２．本プランの対象となる大規模買付

以下①または②に該当する買付がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。

①当社が発行する株券等(※1)について保有者（※2）の株券等保有割合（※3）が 20%以上となる買付

②当社が発行する株券等（※４）について、公開買付（※５）に係る株券等所有割合（※６）およびその特別関係者（※７）の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

※1 金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に定義されます。以下同じ。

※2 金融商品取引法第 27 条の 23 第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。
※3 金融商品取引法第 27 条の 23 第４項に定義されます。以下同じ。
※4 金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義されます。以下同じ。
※5 金融商品取引法第 27 条の２第６項に定義されます。以下同じ。
※6 金融商品取引法第 27 条の２第８項に定義されます。以下同じ。
※7 金融商品取引法第 27 条の２第７項に定義されます。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じ。

３．大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。

具体的には以下のとおりとなります。

（１）「意向表明書」の提出

当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案がなされた場合は、その事実を速やかに公表いたします。

① 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
② 大規模買付行為の概要
③ 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要
④ 大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

（２）十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後５営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は下記①～⑥のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、回答に必要な期限（60 日を上限とします。）を定めた上で大規模買付者に追加的に情報を提供するよう要求することがあります。この場合、大規模買付者には、指定した期限までに追加情報を再提出していただきます。

なお、大規模買付情報の提供完了の事実については当社取締役会より株主の皆様に公表いたします。また、大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表いたします。

① 大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレートガバナンス・ＣＳＲへの取組状況

② 大規模買付行為の目的、方法および内容
③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
④ 買付対価の算定根拠の概要
⑤ 大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容
⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業計画の概略

（３）当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に適うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様に公表いたします。

① 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には 60 日間を上限とします。
② 上記以外の大規模買付行為の場合は 90 日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたうえで株主の皆様に公表します。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明いたします。

大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

（４）大規模買付行為がなされた場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間中に大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が大規模買付情報の内容が不十分であると判断する場合を含みます。）には、当社取締役会は、その責任において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の要項は、後述【ご参考１】「新株予約権無償割当ての概要について」に記載のとおりですが、新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。しかし、当該大規模買付が以下の（ⅰ）～（ⅴ）の類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する決議をすることがあります。その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対し対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会から必要情報をすみやかに受領したうえ、取締役会評価期間内に、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討します。そのうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行うものとします。

なお、特別委員会において下記（ⅰ）～（ⅴ）の類型に該当するか否かの実質判断について株主の皆様の意思を確認する必要があると判断した場合、その他特別委員会が必要と認める場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

（ⅰ）真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

（ⅱ）当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合

（ⅲ）当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っていると判断される場合

（ⅳ）当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っていると判断される場合

（ⅴ）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

※　（ⅲ）及び（ⅳ）については、「当社の資産を買収者の担保とすること」や「当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当させることが予定されている」などそれのみでは当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い場合は除くものとします。

※　（ⅴ）については、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。

特別委員会は、原則委員全員出席のもとで対抗措置発動の勧告内容について最終的な決定を行うものとします。また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとします。

（５）株主意思の確認

特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとします。なお、株主意思確認総会は、原則として最長 60 日間の期間を設定し当該期間中に開催いたしますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権１個につき１個とします。

投票基準日は､関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の２週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示いたします。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

（６）取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

（７）対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当で

なくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

① 新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
② 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

４．本プランの合理性・公正性を確保するための措置

（１）「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年５月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成 20 年６月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものとなっております。

（２）当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがいまして、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはございません。

（３）株主意思を重視するものであること

本プランは平成 24 年２月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされた場合に発効いたします。なお本プランの有効期間を３年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は１年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）若しくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

（４）恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査

役から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様に適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されております。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

５．株主および投資家の皆様に与える影響等

（１）本プランの発効時に株主の皆様に与える影響

本プランの発効時点においては、対抗措置（新株予約権の無償割当て）自体は行われません。したがいまして、本プラン発効時に株主および投資家の有する当社株式にかかる法的な権利および経済的利益に対して直接具体的な影響が生じることはございません。

（２）対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当て期日における株主の皆様に対し、保有する株式１株につき１個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付いたします。これにより大規模買付者以外の株主の皆様は、無償にて当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、対抗措置の発動が決議され本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権の割当て期日までに生じた事由（大規模買付者の買付行為の撤回による対抗措置の中止または発動の停止等）により、当社が新株予約権の割当てを中止する場合がございます。また、本新株予約権無償割当て実施後に生じた事由により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社が全ての本新株予約権を無償で取得する場合がございます。

この場合、１株あたり株式の価値の希釈化は生じないことになりますので、希釈化を前提に売買を行おうとする株主・投資家の皆様は、株価の変動に十分ご注意ください。

（３）新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要となる手続き

①株主名簿への記録または記載

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主名簿への記録または記載が未了の株主の皆様におかれましては、すみやかに株主名簿への記録等の手続きを行っていただく必要があります。

②新株予約権の割当て手続き

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

③当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

この際、当社の本新株予約権の取得と引き換えに、当社株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく本新株予約権１個あたり原則として当社株式１株の交付を受けることになります。

上記のほか、当社による本新株予約権の取得の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたします。

６．本プランの有効期間、廃止および変更

（１）本プランの有効期間

有効期間は、平成 27 年２月に開催予定の当社定時株主総会終結までの３年間とします。

（２）本プランの廃止、修正および変更

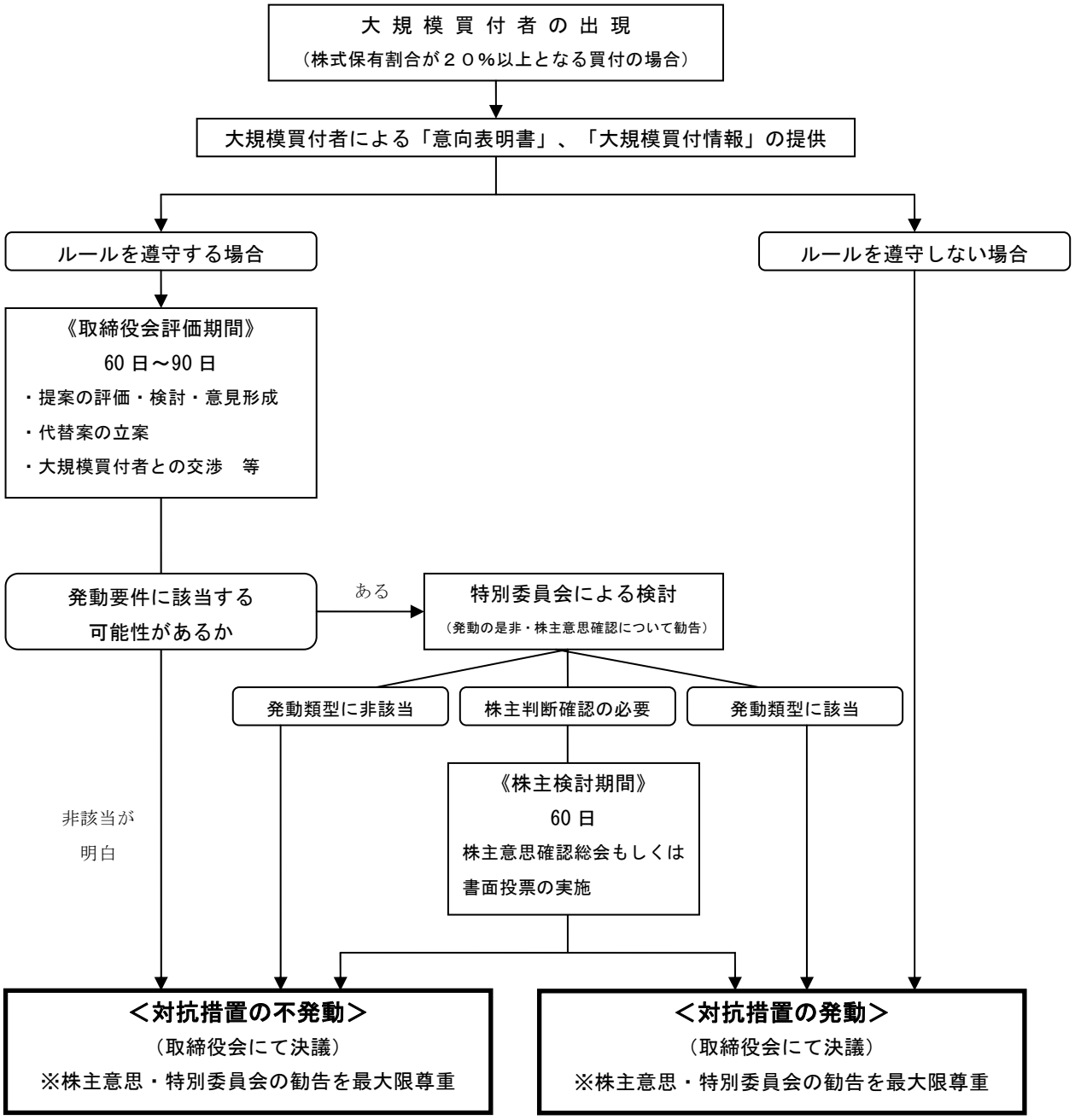
当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランの有効期間中であっても本プランは廃止となります。

また、当社取締役会は、関係諸法令の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例の変更等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用いたしますが、株主総会の承認の趣旨の範囲で特別委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について情報開示を行います。

以　上

【大規模買付ルール フロー図】



【ご注意】

上記フローチャートはあくまで本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」本文をご覧ください。

【ご参考１】　新株予約権無償割当ての概要について

１．本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．本新株予約権の割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。）１株につき１個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個あたりの目的である株式の数は１株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株あたりの価額は１円以上かつ時価の半値を上限とした当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

６．本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継したもの、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（これら①から⑥の者を総称して「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第４項に定義される。）が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）をいう。

※2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

※3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の２第６項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の２第１項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同

法第 27 条の２第１項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の２第８項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）をいう。

※4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の２第７項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。

※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会が認めた者を含む）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される。）をいう。

７．当社による本新株予約権の無償取得

５．の規定に関わらず、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、非適格者以外の全ての新株予約権を無償にて取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につきその対価として１株の当社普通株式を交付することができるものとします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

８．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

９．新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

【ご参考２】　特別委員会について

１．特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。

２．特別委員会の委員は３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している
①当社社外取締役
②当社社外監査役
③社外の有識者
のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。

３．特別委員会委員の任期は、選任の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでありません。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。

４．特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。なお、判断においては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。
①対抗措置発動の実施または不実施
②株主意思確認総会または書面投票の実施
③対抗措置発動の中止
④本プランの廃止または変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項

５．上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
②買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
③買付者等の買付等の内容の精査・検討
④買付者等との交渉・協議
⑤代替案の提出の要求・代替案の検討
⑥評価・意見の公表
⑦その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項

⑧当社取締役会において別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

６．特別委員会は、大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対して、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。

７．特別委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。

８．特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

９．特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。

10．特別委員会の委員は、買付等がなされた場合に限らず、いつでも特別委員会を招集することができます。

11．特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

以　上

＜特別委員会委員候補者の略歴＞

氏　名　雀部　昌吾（昭和４年７月３日生）

略　歴　昭和27年３月　阪東調帯護謨株式会社（現バンドー化学株式会社）入社
昭和49年５月　バンドー化学株式会社取締役
昭和63年６月　同社取締役社長
平成10年６月　同社取締役会長
平成18年６月　同社相談役（
学校法人神戸薬科大学理事長（現任）
平成19年２月　当社社外監査役
平成19年６月　コナミ株式会社社外監査役
平成21年２月　当社社外取締役（現任）
平成21年８月　バンドー化学株式会社特別顧問（現任）

氏　名　大江　眞幸（昭和 16 年 12 月３日生）

略　歴　昭和39年３月　日本生命保険相互会社入社
平成３年７月　同社常勤監査役
平成９年５月　大阪商業信用組合理事長
平成16年６月　新星和不動産株式会社取締役社長
平成20年２月　当社社外監査役（現任）

氏　名　竹村　治（昭和 14 年 12 月７日生）

略　歴　昭和38年４月　大阪商船株式会社入社
平成５年３月　関西汽船株式会社専務取締役
平成６年６月　株式会社商船三井取締役
平成９年６月　九州急行フェリー株式会社取締役社長
平成13年６月　第一中央汽船株式会社取締役社長
平成16年６月　同社相談役
平成21年２月　当社社外監査役
平成23年２月　当社社外取締役（現任）

※上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役、社外監査役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他（委託、融資、保証、顧問契約を含む）、特別な利害関係はありません。

【ご参考３】　当社株式の状況（平成２３年１１月３０日現在）

１．発行可能株式総数　　１９２,７９６,０００株

２．発行済株式の総数　　８８,４７８,８５８株
（自己株式１２，５６７，７５１株を含む）

３．株主数　　９，２５２名

４．大株主（上位１０名）

株　主　名	持 株 数（千株）	出資比率（%）
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	７,１４４	８.０７
株式会社三井住友銀行	３,８７６	４.３８
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	３,７２８	４.２１
株式会社みずほコーポレート銀行	３,７２８	４.２１
日清紡ホールディングス株式会社	２,７６３	３.１２
日本生命保険相互会社	２,１８３	２.４６
帝人株式会社	２,１０５	２.３７
株式会社竹中工務店	２,０００	２.２６
株式会社損害保険ジャパン	１,６９０	１.９１
ニッケ従業員持株会	１,６６５	１.８８

当社保有の自己株式１２,５６７千株（１４．２０%）は上記の表に記載しておりません。

以　上